

令和 7 年度

市県民税・森林環境税特別徴収のしおり

〒 020-0692

岩手県滝沢市中鵜飼55番地

岩手県滝沢市役所税務課

TEL (019) 656-6570

滝沢市指定金融機関等

- 新岩手農業協同組合（各支所・各出張所）
- 岩 手 銀 行（本店・各支店・各出張所）
- 東 北 銀 行（本店・各支店・各出張所）
- 北 日 本 銀 行（本店・各支店・各出張所）
- 盛岡信用金庫（本店・各支店）
- 東北労働金庫（本店・各支店）
- 岩手県信用農業協同組合連合会
- 指定ゆうちょ銀行
- 指 定 郵 便 局

- 上記の金融機関等の本店、各支店及び各出張所をご利用ください。
- 県外から送金される場合で、指定金融機関等をご利用できない場合はゆうちょ銀行又は郵便局をご利用ください。
- 東北六県以外のゆうちょ銀行又は郵便局をご利用される場合は、初回納入時に綴込の指定通知書をそのゆうちょ銀行又は郵便局に、「ゆうちょ銀行・郵便局の指定について(通知)」を滝沢市に提出してください。

しおりの内容

- 1 市県民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて
- 2 市県民税の退職所得の特別徴収について
- 3 ゆうちょ銀行・郵便局の指定について
- 4 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（１枚）
- 5 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（３枚）
- 6 特別徴収への切替届出（依頼）書（３枚）

市県民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて

令和7年度市県民税・森林環境税特別徴収について、特別徴収義務者として指定しましたので、ご協力くださるようお願いいたします。

1 特別徴収とは

納税義務者の便宜を図るために地方税法・市税条例及び森林環境税に関する法律の規定によって、納税義務者が1年間に納付しなければならない市県民税・森林環境税額を12分の1に分けて、6月から翌年5月まで毎月の給与を支払う際に差引いて事業所ごとに一括して納入していただく制度です。

2 特別徴収義務者とは

給与の支払をし、給与の支払を受ける人（納税義務者）から市県民税・森林環境税を徴収して納入する義務がある方です。特別徴収義務者には、市から送付された特別徴収の税額通知書により、毎月定められた税額を給与から差引いて、翌月の10日までに納入する義務が生ずることになります。

3 特別徴収される人

令和7年1月1日現在、滝沢市に住所があり、引き続き現在も給与の支払を受けている人です。なお、1月2日以後に市外へ転出した場合も令和7年度分は当市に納めていただきます。

4 市県民税・森林環境税税額通知書の納税義務者への配付

特別徴収関係書類が届きましたら、「令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」を直ちにそれぞれの納税義務者にお渡しください。

なお、この決定通知書は、特別徴収義務者を通じて、5月31日までに納税義務者に年税額等を通知することになっています。また、氏名に誤りがありましたら正しい氏名に訂正して通知書をお渡しくださるようお願いいたします。その際は、当課までご連絡をお願いします。

5 給与所得以外の所得に対する普通徴収の申出

納税義務者に給与以外の所得（営業、農業、不動産、配当など）がある場合には、原則として給与所得に合算して特別徴収をすることになっておりますが、納税義務者が給与所得以外の所得に対する所得割額を、普通徴収（納税通知書により納税義務者が直接納付）により納付したい旨の申出があった場合には普通徴収の方法によることができますので、お早めに連絡をお願いします。

6 月割税額の徴収方法

同封の「令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に納税義務者別の月割税額を記載してありますので、6月から翌年5月まで毎月給与の支払をする際に徴収してください。

なお、年税額が均等割のみである場合及び均等割相当額以下の人については、第1回（6月分）のみの徴収となります。

7 月割税額の納期限と納入する場所

各納税義務者から徴収した月割税額の合計額を同封の「納入書」によって、表紙裏面記載の指定金融機関等に翌月の10日までに納入してください。

ただし、翌月の10日が日曜日、祭りにあたるときは翌日、土曜日にあたるときは翌々日が納期限となります。

8 月割税額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が特別の理由がなく納期限までに月割税額を納入しなかった場合は、督促状が発せられます。また、納期限の翌日から納入した日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて計算した金額が延滞金として徴収されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。また、100円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

9 納税義務者が退職又は転勤した場合

納税義務者が退職又は転勤等により給与の支払いを受けなくなった場合は、異動のあった月の翌月10日までにこの綴込にある「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要な事項を記入し、市長あてに提出してください。

なお、転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、新特別徴収義務者に月割額及び徴収開始月を連絡調整もしくは新特別徴収義務者経由で「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を市長あてに提出してください。

本書類の提出が遅れますと、納入された金額と課税額が一致しないために差額が生じ、特別徴収義務者の滞納額として督促状が発せられたり、滞納処分を受けたりする場合があります。

また、新特別徴収義務者の特別徴収の開始が遅れるほか、退職者が未徴収税額をまとめて一度に納める必要も生じますので、事由の発生した都度提出してください。

10 退職又は転勤等の場合の未納税額

①退職等により徴収されないこととなった未納税額は、普通徴収の方法によって退職者に納付していただくことになります。ただし、6月1日から12月31日までの間に退職者の方が一括徴収を申し出た場合は、特別徴収義務者は残税額(未徴収分)を一括徴収することができます。なお、翌年1月1日以降の退職者については申出がなくとも特別徴収義務者は残税額(未徴収分)を一括徴収することが義務づけられています。

②転勤等により徴収されないこととなった未納税額は、異動後の勤務先で引続き特別徴収の方法によって納入していただくことができます。

11 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額に誤りがあったり、修正申告等により税額が変更した場合は直ちに「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、変更された月割税額を徴収してください。また、届いた「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」は直ちにそれぞれの納税義務者にお渡しください。

12 新たに特別徴収を希望する納税義務者がいる場合

納税義務者の入社等により、新たに特別徴収を希望する場合は「特別徴収切替届出(依頼)書」の提出が必要です。ただし、普通徴収の納期限が過ぎた期については、特別徴収に切替ができませんのでご了承ください。

13 特別徴収義務者の所在地や名称等が変更になった場合

移転や合併等により、特別徴収義務者の所在地や名称等の変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。本書類をもって、特別徴収義務者の登録を変更しますので、直ちに提出してください。なお、提出時期によっては、変更前の内容が特別徴収の税額通知書に記載されることがありますので、あらかじめご了承ください。合併や分割等により、納税義務者の所属が変更され、特別徴収の指定番号が変更になる場合は、対象の納税義務者の「給与所得者異動届出書」も併せて提出してください。

14 指定番号（特別徴収義務者番号）

同封の「令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」に記載してありますので、「給与所得者異動届出書」その他の書類にはすべてこの番号を記入してください。

15 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

毎年、1月1日現在で給与の支払を受けている人の給与支払報告書を提出していただいておりますが、その中で提出後に給与の支払を受けなくなった人がいる場合は、速やかに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

市県民税の退職所得の特別徴収について

退職所得に対する市県民税は所得税の退職所得の源泉徴収と同様に、退職手当等の支払の際に税額を計算し、納入していただくことになっております。

1 退職所得の市県民税の納入について

退職した日の属する年の1月1日現在の退職者の住所地の市町村に納入してください。

なお、死亡退職した人及び生活保護（退職した日の属する年の1月1日現在）を受けている人には課税されません。

2 納入方法

特別徴収の月割税額とあわせて、同封の納入書によって翌月の10日までに納入してください。

ただし、翌月の10日が日曜日、祭日にあたるときは翌日、土曜日にあたるときは翌々日が期限となります。

なお、「納入済通知書」表の「退職所得分」欄に税額を記入するほか、裏面の退職金の「納入申告書」欄に、その内訳を記入してください。

3 退職所得にかかる税額の計算方法

- (1) 勤続年数によって退職所得の控除額を算出します。
(控除額は所得税の場合と同じです)
- (2) $(\text{退職金} - \text{退職所得の控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得}$
- (3) $\text{退職所得} \times \text{税率} = \text{所得割額}$
(税率は、市民税6%、県民税4%です)
- (4) 実際に税額を算出する場合は、勤続年数による控除をした残額（ $\frac{1}{2}$ をする前の金額）をもとにして「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」により、市民税と県民税の退職所得の税額を求めてください。

4 退職所得の控除額（1年未満の端数は1年に切上げ）

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(80万円未満は、80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

ただし、障がい者となったことにより退職した場合は控除額に100万円を加算します。

5 その他

短期退職手当等（短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの）については、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万を超える部分については、前記「3 退職所得にかかる税額の計算方法（2）」の計算式の2分の1計算の適用はありません。

「短期勤続年数」とは、役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

記

- 1 東北六県以外のゆうちょ銀行・郵便局をご利用の場合は、「指定通知書」(ゆうちょ銀行・郵便局提出用)を初回納入時にゆうちょ銀行各店名又は郵便局名を記入して、そのゆうちょ銀行各店又は郵便局に提出してください。

前年度利用された指定ゆうちょ銀行・郵便局は本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

- 2 「市県民税(森林環境税を含む)払込金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局)指定通知書」はあなたへの指定通知書ですので、ゆうちょ銀行各店名又は郵便局名等を記入のうえ保管してください。
- 3 「ゆうちょ銀行・郵便局の指定について(通知)」(市提出用)は「指定通知書」を提出されたゆうちょ銀行各店名又は郵便局名等を記入のうえ滝沢市役所収納課あてに送付してください。

令和 年 月 日
(ゆうちょ銀行・郵便局名)

様

岩手県滝沢市長



指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により、滝沢市の市県民税(森林環境税を含む)特別徴収税額の取扱店(局)に指定しましたので、通知します。

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| 1 | 口 座 番 号 | 02340-9-960044 |
| 2 | 加 入 者 の 名 称 | 滝 沢 市 |
| 3 | 取 り ま と め 店 | 仙台貯金事務センター |

(特別徴収義務者控用)

令和 年 月 日

特別徴収義務者 様

岩手県滝沢市長



市県民税(森林環境税を含む)払込金融機関 (ゆうちょ銀行・郵便局)指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、滝沢市の市県民税(森林環境税を含む)特別徴収税額の払込金融機関として下記のとおり指定したので通知します。

記

払込店(局)名

所在地

名称

(市提出用)

令和 年 月 日

岩手県滝沢市長 様

特別徴収義務者

住所

氏名

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について(通知)

下記ゆうちょ銀行又は郵便局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づく滝沢市の市県民税(森林環境税を含む)特別徴収額取扱店(局)として指定通知書を交付したので通知します。

記

払込店(局)

所在地

名称

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎ 変更があった場合は、速やかに提出してください。

滝沢市長 殿 令和 年 月 日	給与支払者 （特別徴収義務者）	住所又は所在地													特別徴収義務者 指 定 番 号				
		氏名又は名称													担当者 連絡先	所属			
		個人番号 又は法人番号															氏名		
		代表者の 職氏名														電話			

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ 住 所 又 は 所 在 地	〒	〒
フリガナ 氏 名 又 は 名 称		
電 話		
個 人 番 号 又は法人番号		
変 更 年 月 日	令和 年 月 日	
変 更 事 由 (該 当 に ○)	1. 名称変更 2. 所在地変更 3. 合併 4. 特別徴収事務の一本化 5. 事務所等の廃止 6. その他 ()	書類送付先について 上記以外への送付を希望される場合は下欄に記入してください。
		フリガナ 送付先 名称
		送付先 住所

◎所在地・方書・名称には誤読を避けるため必ずフリガナを記入してください。

◎様式は、市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。(https://www.city.takizawa.iwate.jp/)

【提出先】 〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55 滝沢市役所 税務課

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

1. 提出の際は給与所得者異動届出書の記載例を参照のうえ、記入漏れのないようにお願いします。
2. 翌年1月1日以降退職する者に未徴収税額がある場合は一括徴収をすることが義務づけられています。
それ以前に退職をする者でも、本人より申し出があった場合は一括徴収をしてください。なお、申し出がなくとも本人の同意のうえで極力一括徴収をしてくださいますようご協力をお願いします。
3. 様式は、市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。(https://www.city.takizawa.iwate.jp/)

【提出先】〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼5-5 滝沢市役所 税務課

記載例

令和○年度 特別徴収切替届出（依頼）書

貴事業所の指定番号（ない場合は新規に○をつけてください。）や、住所及び法人番号等を記入ください。

あて先 滝沢市長 殿 令和○年×月△日 提出	（給特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	999999										新規
		住所（居所）又は所在地	〒 123-4567	岩手県滝沢市○○○1番地2									
			フリガナ マルバツショウジ										
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事										
		個人番号又は法人番号											←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄として右詰めで記載
		代表者の職氏名	滝沢 市郎										
担連	所属	人事部人事課給与係											
	氏名	特徴 良子											
	電話	○○○-○○○-○○○○											

本件について、問い合わせにご対応される方の連絡先を記入してください。

貴事業所で特別徴収を開始できる給与支給日を必ず記入してください。納期限は給与支給日の翌月10日となります。

特別徴収に切替をする方の住所及び氏名等を記入してください。
また、異動年月日は就職または復職日等、実際に異動があった日を、それ以外の場合は申し出があった日を記入してください。

下記の者について、 月分 （ 月 日 納期限分 ） より特別徴収を希望します。

給与所得者	現住所	〒 000-0000	岩手県滝沢市○○2-310				普通徴収	年税額	円	○○○○○
		フリガナ	キリカエ ハジメ					納付済額	円	○○○○○
	氏名		切替 一					納付済期	期分まで	
	住所（1月1日）	岩手県滝沢市○○1-2-301				納税通知書番号	12345			
	生年月日	平成 元 年 2 月 3 日	受給者番号		異動年月日	令和 年 月 日	口座振替該当有無	有 ・ 無		
	備考							納付書の送付	要 ・ 不要	

納税通知書に記載されている年税額を記入してください。

納付済額がある場合は納付済の金額と何期分まで納付したかを記入してください。

納税通知書に記載してある宛名番号を記入してください。

普通徴収での納付方法が口座振替だった場合は有に○をつけてください。（納付書で納付している場合は無になります。）

- 1. 提出の際は特別徴収切替届出（依頼）書の記載例を参照のうえ、記入漏れのないようにお願いします。
 - 2. すでに納期限を経過している期別額については、特別徴収への切替は出来ません。
 - 3. 二重納付防止のため、ご本人宛に送付された普通徴収分の納付書は使用しないようにお願いします。
 - 4. 様式は、市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。（<https://www.city.takizawa.iwate.jp/>）
- 【提出先】〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55 滝沢市役所 税務課

変更した特別徴収の納付書の送付が必要な場合は要に○をつけてください。

令和 年度 特別徴収切替届出（依頼）書

あて先 滝沢市長 殿 令和 年 月 日 提出	（特 別 与 徴 支 収 義 務 者 ）	特別徴収義務者 指定番号											新規	担連 当絡 者先	所属	
		住所（居所） 又は 所在地	〒												氏名	
		フリガナ														
		氏名又は 名称														
		個人番号又は 法人番号														
代表者の 職氏名																

下記の者について、 月分 （ 月 日 納期限分 ） より特別徴収を希望します。

給 与 所 得 者	現住所	〒											普 通 徴 収	年税額		円	
		フリガナ												納付済額		円	
														納付済期		期分まで	
	氏名												納税通知書番号				
	住所 （1月1日）																
	生年月日	年 月 日	受給者番号			異動年月日	令和 年 月 日	口座振替該当有無	有 ・ 無								
備考												納付書の送付		要 ・ 不要			

1 . 提出の際は特別徴収切替届出（依頼）書の記載例を参照のうえ、記入漏れのないようにお願いします。
2 . すでに納期限を経過している期別額については、特別徴収への切替は出来ません。
3 . 二重納付防止のため、ご本人宛に送付された普通徴収分の納付書は使用しないようにお願いします。
4 . 様式は、市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。（<https://www.city.takizawa.iwate.jp/>）
【提出先】〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼5-5 滝沢市役所 税務課